

報 告 第 37 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年12月19日提出

新居浜市長 石川 勝行

和解及び損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 2 7 号

和解及び損害賠償の額の決定について

道路施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年12月6日

新居浜市長 石川 勝行

1 和解の相手方 （省 略）

2 事故の概要

平成25年9月30日午前10時40分頃、市道岸の下中通り線（萩生1419番地の9地先路上）において、東進中の小型自動車は排水ます上を通過した際、当該排水ますの鉄蓋が跳ね上がり、車両を損傷し、運転者が負傷した。

3 和解の内容

（1）新居浜市は、相手方に対し、車両を損傷させたこと及び負傷させたことに係る損害賠償債務として、金69万5,787円の支払義務があることを認める。

（2）新居浜市と相手方は、本件事故に関し、前号に掲げる事項以外には、一切の債権債務のないことを相互に確認する。